

Q

水道・電気・ガスについての所有区分・管理区分を教えてください

A

水道、電気、ガスの配管など設備については事業者と使用者との所有区分があり、供給については管理区分が定められています。

① 水道の場合、一般的に道路下に埋設されている配水管から給水管を取り出し、蛇口までに使用する配管・器具等は（メーターを除く）、使用者の所有物となります。その中で修繕等の対応は、事業者によって、道路下、止水栓またはメーターまでなど、区分が異なります。また水質管理については、直結給水方式、直結増圧給水方式では蛇口まで、受水槽方式は受水槽入口（ボールタップな

ど）までを水道事業者が行います（図1参照）。

② 電気の場合、電柱からの引き込み線より先から家庭内コンセントまでは使用者の所有物となり、また、家庭内のアンペアブレーカーまでの電気については電力会社が管理しています（図2参照）。

③ ガスの場合、道路と敷地境界線より道路側がガス事業者の所有物で、宅地側のガス設備（ガスメーター以外）は全て使用者の所有物となります。管理区分についても同様に道路下および敷地境界線までがガス事業者、宅地内は所有者になります。

（出典：水道技術ジャーナル 2016年10月）

給水装置の概念図

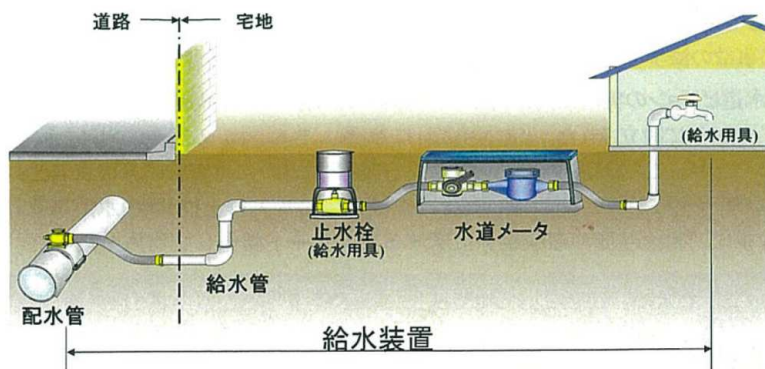


図1 水道の場合

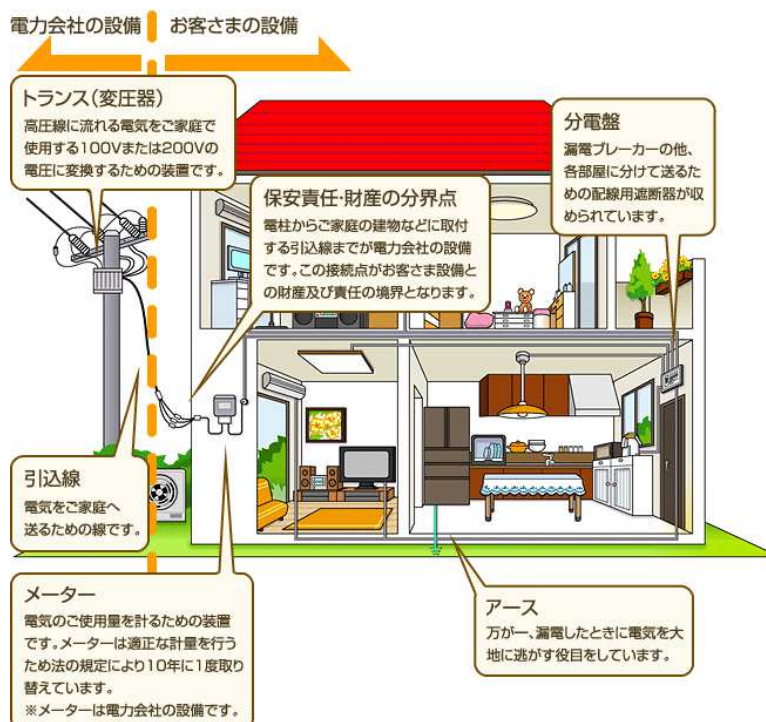


図2 電気の場合（出典：関東電気保安協会 <https://www.kdh.or.jp/safe/document/basic/division.html>）